

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成26年12月13日（土）13:00～14:30
- 2 場所 田沢湖総合開発センター1階大集会室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<専門家>

田島 信太郎 田島山業株式会社 代表

藤原 正志 林業家

<仙北市>

門脇 光浩 仙北市長

倉橋 典夫 仙北市副市長

藤村 好正 仙北市総務部長

後藤 裕文 仙北市農林部長

高橋 新子 仙北市農林部総合産業研究所長

平岡 有介 仙北市総務部次長兼企画政策課長

戸澤 浩 仙北市総務部企画政策課参事

赤倉 一男 仙北市農林部農山村活性課課長補佐

柏谷 有紀 仙北市総務部企画政策課主任

<林野庁東北森林管理局>

石田 祐二 林野庁東北森林管理局次長

関口 高士 林野庁東北森林管理局計画保全部長

川瀬 政輝 林野庁東北森林管理局秋田森林管理署長

<秋田県>

橘 政行 秋田県農林水産部森林技監

高松 武彦 秋田県農林水産部林業木材産業課政策監

鶴田 嘉裕 秋田県企画振興部総合政策課政策監民間事業者>

金子 裕二 有限会社グランビア代表取締役社長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

猿橋 香子 内閣府地域活性化推進室

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 国家戦略特区ワーキンググループ座長あいさつ
 - 3 仙北市長あいさつ
 - 4 ヒアリング
 - 1) 秋田県と仙北市の林政について
 - 2) その他
 - 5 閉会
-

○藤原次長 それでは、皆様おそろいでございますので、国家戦略特区ワーキンググループ、午前中に視察をさせていただきましたが、その後のヒアリングということで始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、林野庁の東北森林管理局、秋田県、仙北市の皆様、特に仙北市につきましては門脇市長以下、昨日からでございますけれども、私どもの視察メンバーを受け入れていただきまして、本当にありがとうございます。心よりお礼を申し上げたいと思います。

それでは、八田座長からまず御挨拶をお願いいたします。

○八田座長 戦略特区ワーキンググループの八田でございます。

昨日から皆様のおかげで仙北市の森について見学することができました。どうもありがとうございます。

私どもの戦略特区の考え方としては、岩盤と言われている規制の改革を医療、労働、都市計画等について1年半ほどでやってきました。今、国は政策の重点を地方創生に置いています。これに関しては、農業、林業、漁業について何らかの岩盤規制改革をやる、特に民間活力を入れていくことが役立ちます。

そうしたときに、仙北市長さんが内閣府に見え、林業、国有林の有効活用ということをご提案されました。ほかのどこの自治体からもそういう提案はございませんでしたので、このご提案をきっかけに、まず仙北市の林を見せていただくということになりました。その際には専門家として、日本の林業経営の一番最先端を走っていらっしゃる田島さんと藤原さんに一緒にいらしていただいて、国有林の民営化の実験台をつくることについての助言をいただきたいをお願いいたしました。これが、今回の視察の背景です。

本日は、林野庁さんにも、秋田県さんにもこれに協力いただくことになりました。仙北市さん、事業者さんからも大変な御助力をいただき、この視察がこれまでのところ順調にいきましましたことを本当にお礼申し上げたいと思います。

今日のヒアリングでは、この視察に基づいていろいろなお話を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤原次長 八田座長、ありがとうございました。

続きまして、門脇仙北市長より御挨拶をいただきます。

○門脇市長 昨日、今日と国家戦略特区ワーキンググループ座長の八田先生初め、多くの委員の皆様にお越しいただくことができました。本当にありがとうございます。

また、林野庁の皆様、秋田県の皆様、本当にありがとうございます。

私どもは仙北市として8月に国家戦略特区に対する申請を行わせていただいております。大きなテーマが3つぐらいあるわけでありましてけれども、テーマとしては玉川温泉等も活用したいし、医療とか森林とか新たな農業政策、今ある規制を緩和する、もしくは展開していくというようなことを御要望させていただいている状況にあります。

今回の森林に関係するヒアリングということでお越しいただいたわけでありましてけれども、衆議院の解散で一時廃案になっている状況がありますが、ともかく私どもとしては仙北市内の国有林は全面積の約7割を占めているというのが実態です。それから、全体の森林面積を合わせると8割を超えるというのが仙北市の大きな特徴ではないかと思っておりますけれども、私も昔から林業の行政に携わっている人間としても、何としても森林とうまくおつき合いをしていく。そこで活路を見出していくことが、この地形にあってはごくごく当たり前の考え方ではないかと思っているわけでございます。

うまく活用し、経済活動を起こし、そこで雇用を高め、そして癒し、憩いというものを提供していくような場面に、どうか森林が変革していくことを私たちは当然、夢に思っているわけでありまして、今回の特区の構想に対するさまざまな御指導によりまして、決して夢ではない。むしろ今、既に林野庁さん、秋田県さんからも、こういう考え方でできるのではないかというお話もいただいている状況であります。大変ありがたく思っております。どうかこの夢または希望というものを、今回の国家戦略特区のヒアリングを通して精査をさせていただきながら、どうかワーキンググループの皆様にはこの活動を実現していただくことに、最大の御尽力をいただければありがたいと思っております。

八田座長には重ねてお礼を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。

○藤原次長 門脇市長、ありがとうございました。

それでは、早速ヒアリングということで始めさせていただきたいと思っておりますが、その前に事務局から2点ございます。

1点目は出席者名簿がございますが、これに加えて一名、グランビアの社長の金子様につきましても、昨日からお世話になっており、また先ほど丁寧な御説明をしていただきましたけれども、林野の活用の視点から会議に参加をいただいております。よろしく願いいたします。

それから、事務局から国家戦略特区についての資料を配布させていただいております。これはあくまで全体の流れでございますが、ごく簡単にご説明申し上げます。

2ページにございますが、御承知のとおり、今年5月からこの6つの特区が動き出しております。特区に指定されますと3ページにございますような改革のメニューが実現され

るということで、格段に事業環境が他の地域に比べてよくなるということでございます。4ページでございますが、私どもは6月の成長戦略から秋の臨時国会を目指して準備をしましてまいりましたが、十数目ございます具体的な規制改革事項を盛り込んだ法案を11月に実際に臨時国会に提出させていただきました。この中に⑨という真ん中の四角の一番下に書いてございます国有林野の民間貸付・使用の拡大という項目、具体的には、貸し付けの面積が現行法上は5haとなっているのですが、これを10haに拡大する旨の条文を整備させていただきました。

法律事項は以上なのですが、この法律を策定する前提として国家戦略特区諮問会議のとりまとめをした事項がございます。4、新たな地方創生モデルの構築の(2)のところでございますが、先ほどの5haから10haにするところと、さらに、貸し付けの対象者が現在、通知によって、所在する市町村の住民等に限定されている点を緩和し、それ以外の方にも貸し出せるようにすると記載しています。これは法律に基づかない形で実現できるわけですが、この2点を政府のとりまとめとして一部、法案に盛り込んだ形になりました。

御承知のように明日選挙がございますが、衆議院が解散されたわけで、本法案は残念ながら廃案となっておりますが、できる限り通常国会に追加の項目を含めて提出していきたい。これは石破担当大臣も明言しております。

12ページでございます。そうは言っても法案が廃案になっている影響がかなりいろいろなところであり、通常国会と言っても半年程度、法律の実現が遅れてしまう可能性があるものですから、13ページでございます当面の具体的施策を着実に実施していくことにしております。特に(3)でございますが、これは自民党のマニフェストの中で、国家戦略特区における地方創生特区という考え方を採用し、いわゆる2次指定の議論になると思われませんが、こういった議論も出てきております。

以上、事務局から全体の状況ということで御説明させていただきました。

それでは、ヒアリングに入らせていただきますが、森林管理局からは先ほど視察の際にさまざまな御解説をいただきましたので、また質疑応答は後ほどゆっくり時間をとる予定でございますが、秋田県、仙北市から、それぞれの林政について御説明を頂戴したいと思います。

それでは、まず秋田県からよろしく申し上げます。

○橘技監 秋田県の農林水産部で森林技監をしております橘と申します。どうぞよろしくお願いたします。

お配りさせていただいている資料には仙北市管内の県有林経営の概要ということで4枚ほど付けさせていただいておりますが、こちらに入る前に、資料はないのですけれども、若干口頭で秋田県全体の話をしていただきたいと思います。

秋田県につきましては、林業活動で言いますと平成25年の素材生産量、いわゆる丸太の生産が110万m³ということで100万m³を超えたのですけれども、これは約20年ぶりのことでございまして、最近非常に林業生産活動が活発になってございます。それもあまして、

当然木を伐る量が増えるということは労働力もかかるということですから雇用も増えるということなのですが、新規の林業就業者数というのが年間150人ぐらいの水準で最近推移してございます。農業と比べますと、農業の新規就業者数が200人ちょっとぐらいの水準でございまして、総就業者数で言うと元々20倍ぐらい違う産業なのですが、それで大体それに近いような新規就業を生んでいるということでございます。秋田県として人口の減少問題が非常に大きな課題となっている中で、林業に対する期待は非常に高まっております。先ほど就職のスキームの話が出ましたけれども、林業大学校というものを4月からつくりまして、そういう雇用が生まれているところにぜひ地元の高校の卒業生を地元で林業で残ってもらおう。そういう流れがつかれないかということで、わずか15名程度ではありますけれども、150人ぐらい新規で採用されているうちの1割ぐらいを林業大学校で、もうワンステップ高いレベルの林業技術者というか作業員の方をつくっていききたいということで取り組もうとしています。まさに政府のほうで今、取り組んでおります林業の成長産業化ですとか、そういうところにも少し兆しが見え始めているのかなと見ているところです。

そういう中で民有林の今の課題を申し上げますと、今日現場を見ていただいた中でも少し感じられたこともあると思いますが、実際にロットをまとめるというか、施業の集約化が進んでいないというのが一番の課題かなと考えております。

最初に、今日現場で国有林の現場を見たときに聞いたロットの面積と、森林組合の現場で聞いた面積のヘクタールの規模感の違いといいますか、若干そこを感じられたと思うのですが、民有林では集約化を図っていく上で、森林法に基づきます森林経営計画というものをつくっております。それで点在する間伐をまとめて一体的に施業を長期的な面も含めて考えて計画をつくってやっていこうということなのですが、その計画をつくるカバー率を見ますと、実は民有林全体の3割しかそういう集約化の計画が立てられていないというのが、自分の県の話なのでお恥ずかしい話なのですが、実態でございまして、今後5年間ぐらいで5割を目指していこうというようなペースで頑張っているところでございます。

そういう中で、最初言ったように素材生産量が増えているということは、集約化が進んで材が出ていると我々は言いたいのですが、その面も一部ありながら、実際は元々集約化されているエリアで資源がだんだん成熟しているという中で、木が太ったところから伐られていることから、量がそれなりに稼がれているのではないかと感じられるところでございまして、民有林で今、一番の課題というのと施業の集約化かなと考えております。

そんな中でトピック的な話になりますけれども、いわゆる間伐だとかの担い手といたしましては、いわゆる森林組合と、森林組合ではなく民間の会社としてやられている素材生産事業者の方と2系統ございますが、昔から組織の成り立ち上そうでございますけれども、民有林のほうは森林組合が中心でございまして、国有林の作業を請け負っている素材生

産事業体の方々がいるということでございます。一部森林組合ももちろん国有林の作業をやるということもありますが、そういう中でかつて国有林を専門にやっていたような素材生産事業体の方々というのは、最近、実は民有林の集約化のほうに取り組んでくれているところが多くなってございます。また、力のある事業体さんだと自ら単に作業を委託して集約化するのではなくて、土地そのものを買っていただいて集約化を図られているような事業体さんも、こちらの地域も含めて県内で幾つか見られるようになってきております。何でそうなったのかなというところを考えてみますと、実は国有林の方では、今日も380haぐらいありましたが、ロットをまとめて委託の間伐を発注していただいています。現在、それが毎年のように安定的に発注されるというような状況でして、これを受けている業者さんというのは、いわゆる自分で林業経営をしているわけではなくて作業を受託している。要するに材の販売を国有林は森林管理局さんなりがやられるということですから、そのリスクは負わずに作業の部分でまとまった分の作業賃をもらうことでの利益が安定的に入ってくるというところが私としては効いているのではないかと考えています。それが毎年計画的に、安定的に入ってくるので、もちろん入札でとれないというリスクはありますけれども、元々重機でやる作業ですから、そんな隣の県域を飛び越えて来るような例というのは稀だと思いますし、一定の区域内での取り合いですから、そういう中で安定してとれていれば、毎年いわゆる公共事業を受けている建設事業者のように安定的な収入が確保できます。そういう中で力をつけてきたのではないかと考えています。その力が今、ありがたいことに民有林のなかなか進まない集約化を作業の延長線上で進めていただいているのかなということも考えるところでございまして、国有林が多い地域だからこそそうなるのかなと思って、その点では感謝しているところではございます。

そういう中で今回のお話を聞いた中で言うと、県としては民有林の集約化を進めなければいけません。民有林の施業を進めたいという中で国有林を借りて経営をと言われると、国有林は元々集約的にやられているところなので、そこをどうするかという意味では森林の面的な広まりといいますか、県全体の森林の何割で確実に間伐などをやっていくかという観点では、我々としては面的にもっと広げていきたい。民有林のほうをもっとやってほしいという気持ちがありまして、その点では私のほう、直接伺っているわけではないので踏み込んだ話はできませんけれども、何か決まる、やられるということになれば、民有林の集約化が逆に進まなくなるようなことにだけはしてほしくありません。むしろ民有林の集約化が進むような方向で検討していただければありがたいなという希望を持ってございます。

すみません、ちょっと踏み込んだ話かもしれませんが、そういう感想を持ったところでございます。

そういう中で、国有林と同じように県も県有林というものを持っております。県全体でいわゆる海岸の防災林なども持ってございますけれども、こういう部分を除いて一般的な森林として持っているところというのが1,900haぐらいでございます。こちらも仙北市さんが

用意された資料の中で、仙北市内のそれぞれの区割りで県有林が752haということで書いてございますけれども、これは実は県が直接持っているところだけの面積だけではなくて、県行造林といいまして一般の所有者さんが持っている土地に県が造林をさせていただいているようなところもございまして、それらを除いていわゆる地べたで県有林が持っているところといいますと115haしかございません。このため、それを資料に載せていただいております。

今回のお話との関係で言うと、ちょっと関係ないかなということがわかっていただけるかなと思いますので、県有林のところだけお話させていただきますと、資料のほうに65haの県有林があると書いてございますが、実はこのほとんどは国有林さんから、買わせていただいたところございまして、昭和43年の全国植樹祭のときに、その会場として買わせていただいたところでございます。それを使った後には「県民の森」という県民の憩いの場として、あるいは森林が深い部分については試験林などとして活用をさせていただいているところがございますので、今回の貸し付けだとか経営の關係に、直接県有林が関わるようなところは仙北市さんの中ではないかなというところがございます。

以上が説明でございます。

○藤原次長 ありがとうございます。

それでは、仙北市から御説明をお願いします。

○後藤部長 私は農林部の後藤といいます。よろしくをお願いします。

仙北市森林概況というもので簡単に説明させていただきます。

全体の面積については、約8万9,015haあるわけですが、そのうち国有林は約6万4,000haでございます。若干の違いがありますが、国有林については人工林が3割未満、天然林が7割以上。逆に民有林については人工林が5割強、天然林が5割弱という形になっております。そのうち人工林の面積1万4,000ha弱ですが、その大半、95%という感じになっておまして、民有林についてはやはり半分がスギが植栽されているという形になっています。

民有林の中の公有林、先ほど県からもお話がありましたけれども、750haのうち大方は県行造林であるということでありまして、それから、特徴としては財産区というものがありまして、そちらのほうの面積がかなりの面積を占めているという状況です。

合計の欄を見ていただきたいのですが、民有林の合計は約2万5,500ha超、そのうち7齢級以下の人工林が3割弱、25%ぐらい、3,500haでございます。森林経営計画については民有林に占める面積のうちの45%ぐらいが森林経営計画をクリアしております。そのうち森林組合さんでは約8,500ha、全体でいいますと33%ぐらいの経営計画が成り立っているという感じであります。

一番下のほうにいきますと、伐採については民有林関係では25年度ベースですが、主伐が40ha、間伐が234haということで、今のところ間伐主体の施行という感じに捉えられております。

次のページを見ていただきたいと思うのですが、うちの市の場合、森林面積が非常に多いということ、農林業が主体ということで農林業体験を推進しております。今年の部分をもとめてあります。今年の部分では上桧木内地区で林業体験を行ってございます。これについては平成12年から今年まで25回行ってきました。この仕掛けには実はうちの市長が考え始めたものということで、毎回約120～130名、うち首都圏からは50ないし70名の参加をいただいて、大体1泊2日で、多い年ですと年に2回、最近は年1回ペースで行っております。こういうソフト事業も積極的に行っているという状況の報告をさせていただきます。

簡単ですが、以上です。

○藤原次長 後藤部長、ありがとうございました。

それでは、ここからは意見交換ということで、八田座長、よろしくをお願いします。

○八田座長 それでは、まず委員の方、専門家の方から御意見を伺いたいと思います。田島さんからお願いします。

○田島専門家 質問をさせていただきます。先ほど県で伐採量と申しますか、100万m³を超えたというのはすごいですね。これは100万m³には国有林は入っているのですか。

○橋技監 入っています。入っていますが、国有林は3割ぐらいです。民有林が7割です。

○藤原専門家 課題として民有林の集約化が進んでいないというところが進まない原因と申すか、一番の要因と申すか、生産請負の事業が主体で、その事業のために時間を割けないで、事業体も集約していく場合なのではございますけれども、時間を費やしていないのかなと思っておりますけれども、森林組合さんのほうは随時、集約化をお願いしているわけですか。

○橋技監 先ほど申し上げたように、森林組合さんも所有者への働きかけをしながら集約化を進めているのですけれども、その一方で国有林さんからの請負をしている事業体も最近積極的に民有林の集約化をしてくれています。そういうところというのは実は川下の加工工場さんの作業班だったりもするのですけれども、そういうところが資本もありますので、山を買うのも含めて集約化してくれている事例と申すか、広まりが出てきているところですか。

○藤原専門家 県として集約化して、国の補助金の上に市もそうなのではございますけれども、上乘せの補助みたいなものはあるのですか。

○橋技監 ないです。まさに国の造林補助金と申すか、間伐の補助事業そのものが集約化をしないと出ない仕組みになっていますので。

○藤原専門家 県単独でのそういった補助みたいなものはないのですか。

○橋技監 ないです。

○八田座長 確認ですけれども、国有林の事業をやっている事業体が民有林の集約をかなり進めているということですか。

○橋技監 そうですね。

○八田座長 その傾向は、ますます進んでいくことになるわけでしょうか。

- 橋技監 森林組合さんに頑張っていたきたいし、どちらも進んでほしいと思います。
- 八田座長 ということは、森林組合とこの事業体が競合関係にあるということですか。
- 橋技監 そうですね。面的にカバーし合っているという意味で概念的には競合になるのですが、場所的には森林組合さんというのは基本的には所有者の組合ですから、元々組合員の所有地がある中での集約化を図っていくのが基本だと思っていますので、それに対してそういう方々でないところを狙っていかれるのが多分、事業体の方々なのだろうなと考えています。
- 八田座長 事業体が行っているのは、先ほどのお話では林地を買っていくということではなかったですか。
- 橋技監 はい。施業を請け負っていくことが基本ですけれども、そういう中で土地まで買ってくれるという人も中には出てきているということです。
- 八田座長 施業も請け負うだけでなく、経営も何年かにわたって請け負っていくこともあるわけですか。1年ごとの間伐を請け負うというのではなくて、もう少し長い間での計画も請け負うというような形も始まっているのでしょうか。
- 橋技監 それもありますけれども、森林経営計画というものを立てて集約化をすると先ほど申し上げましたが、それ自体が5年間の計画ですので、少なくともその期間内の作業というのはいずれかの段階で入ってくるのが約束されている中で作っているということです。
- 高松政策監 長期受託施業というものがあまして、場合によっては森林組合さんが今後10年間の施業を責任を持って森林所有者に代わって行うという制度もございます。その場合も森林組合が県とか国の補助を受けながら施業をしていくことになります。
- 八田座長 先ほどの事業体も全く同じですか。
- 高松政策監 同じです。
- 田島専門家 先ほど伐採量が100万 m^3 もあるのはすごいなと思ったのですけれども、需要はどんな感じでしょうか。
- 橋技監 昨年、平成25年は110万 m^3 なのですが、そのうちスギが98万 m^3 ぐらいなのですけれども、宮崎県さんに次いで全国第2位で、やはり宮崎県さんにはかなわなかったのですが、出口としては100万 m^3 、全体を10として大体製材が4、合板が4.5、チップが1.5という割合で出ています。それで青森県から大分入ってしまして、一部山形県に丸太が回っている部分があって、縦に抜けているものが多いのですけれども、どちらかというと消費量のほうが多いです。需要と供給という意味で言うと需要のほうが多い県です。
- 田島専門家 最近の特に増えたというのは、チップはありますか。
- 橋技監 まだバイオマス発電はなくて、これからということですので、これに上乘せが来ると県としては期待しています。
- 田島専門家 そうすると最近、一番増えたのは合板ですか。
- 橋技監 そうです。合板が増えました。

○八田座長 そのために伐った後はまた植林をしておられるのでしょうか。それとも間伐だからそのままなのでしょうか。

○橋技監 間伐の場合はそうですね。間伐の場合はある意味、植えないのが間伐の意味です。

○八田座長 この場合はほとんど間伐なのですか。

○橋技監 いや、間伐と主伐で、大分主伐も入っていると思います。そこの再生林の担保というものが森林法の保安林に指定されていれば、ほとんどの部分に植栽義務がかかっていますので2年以内の植栽となりますけれども、それ以外の保安林でないところと言えば、通常伐られています普通林だと思いますが、普通林で言うとその義務が規定に無いので、そこについては必ずしも担保されているとは言えないと思っています。

県としてなかなか数字的に捉えているものがないのですけれども、大体ここ数年で言うと、秋田県全体で800haぐらい皆伐、主伐がされていて、そのうちの200haぐらいが植えられているというイメージで掴んでいます。伐採の量のほうからしか数字が出てこないもので、面的に捉えられず、その割り返しで推計したものです。今のは民有林ですが、もちろん国有林さんはちゃんと植えられているので、国有林で皆伐してもらう分にはいいのですけれども、民有林はその担保もないので今ぐらいの割合でしか再生林がされていません。そこが今後の課題だと考えております。

○八田座長 再生林の場合には、もとと同じ木を植えないといけないのですか。それとも広葉樹でもいいのですか。

○橋技監 そこは自由だと思いますけれども、ただ、植えられない理由というのが主伐をした分の収入で造林の経費が補助金を使ってもなかなか賄えないといいますか、次の投資に回るほどありません。今日行った間伐のところでも森林組合さんに頼んで立米あたりで1,000円しか返ってこない。そういう中でなかなか植えろというのは難しい状況です。

○八田座長 これは植えるのも随分高いものから安いものまでであるのではないですか。非常に高価な苗から木の種類を選ばなければ安くできるということはないですか。

○橋技監 苗が高い安いというよりは、植えるための労賃ですのであまり変わらないと思います。ヘクタールあたり80万円とか100万円かかると考えています。秋田県の場合、シカがないので、シカの防護柵までつくらなくていいところの単価でということです。

○田島専門家 宮崎県は私は大分県なので隣なのですからけれども、やはり皆伐した後、放置するところがどんどんふえていまして、でも宮崎県さんはこれから200万 m^3 時代になるんだと鼻息が荒いわけですが、県のお立場で、例えば100万 m^3 を超えて新規就業者が150名になって、毎年600haの例えば放置林が出るというのはいいことなのではないでしょうか。

○橋技監 非常に厳しい御質問でございますけれども、ある面、生産を止めてはいけないなと思いつつも、山の公益性といいますか、公益的機能の維持という点ではもう少し植えたほうがいいのではないかと考えています。ただ、全てを植えなければいけないかという、そこは一定程度天然更新すると見ているので、そこは天然更新があってもいいと

思っています。ただ、むしろスギの資源を循環して活用していく上で、今の800haに対する200haというものが少ないのではないかと見ております。そこはもう少し県としても再造林の率が伸びるように、いろいろな方策を考えているところです。

○田島専門家 現実にはそれは金額的に採算が合っていないわけです。植えて、育てて、売った金額が例えば1万円ぐらいだったら合わないわけです。そこでやり方はいろいろあるのですけれども、例えば皆伐せずに間伐ばかりやっていくというやり方もある。ただ、800haを切って、切らせたいということでやる場合もあるかもしれないけれども、切って200に対して、では残り600をどうしようかなと。お金はないわけですから、端的に言うとそこに木を植えて育てたら、100万円の収入があつと言う間になくなってしまふという話なので、これは非常にシビアな話ですけれども、そこで例えば早く成長する木を植えるとか、あるいは別の使い方をするとか、何かその要するに再造林を何らかの形でという考えはあるのですか。

○橋技監 天然更新という部分が一部あってもいいのではないかと考えていて、全部植えずにいいというのが基本にあります。予算との関連もございまして、一定程度は予算を考えながら再造林の面積を伸ばしたいと考えています。それをやるに当たってよく言われる話として、最終的には所有者負担分への公費の投入というのは言われるところだと思いますけれども、もちろん保安林のような部分とか、公益的機能が明確でやらなければいけないというところは、治山事業での対応も含めて公費の投入というものがあると思うのですが、やはり一般的に経済活動として行っている部分に公費の投入というのは、県としても非常に難しいと思っています。このため、その前にやることではないかということで、低コストの造林というか、造林のコストをできる限り下げていくような努力を業界のほうに求めるような仕組みといいますか、そういうものを促すような補助なりを事前に仕掛けた上で、それをやってもなおここまでというところまでいったところで初めて公費の投入を考えるのかなと中期的には思っています。そういう意味で短期的には是非低コストの造林を進めるような取り組みをしていきたいと考えております。

○八田座長 仮に天然更新の部分が増えていったら、結局その林からはチップが将来とれるとか、合板材の原料もある程度出るということですかね。

○橋技監 なってもチップだと思います。ただ、これからバイオマスの利用も増えていく中で、広葉樹のチップとしての利用もあると思いますので、手間をかけない部分との兼ね合いの問題だと思います。

○田島専門家 国有林と県有林で全然違う考え方なのだなと聞いていたのですが、それは国有林の場合は断然増えるのか。

○石田次長 造林が始まってまだ1回目というものもあるものですから、中にはうまく成林していないところもありますが、基本的には植えていこうということで進めています。

ただ、やはりいかにコストを安くするか。これは私たちだけの問題ではなくて、今、県からお話がありましたように、国においてもコスト削減というのが大きな課題ですので、

私たちがそういう課題解決のために低コストの造林の方法等も実際に入れようと思っ
ています。そういう取り組みを試験的にやりながら、その成果を民有林のほうにお示し
して、一緒に現地を見ていただいたりしながら造林意欲が高まるような取り組みをして
いるところでございます。

○田島専門家 スギは最近エリートツリーというのが早めに伸びるのだそうですけれど
も、例えば早く伸びるスギとか、あるいは早く伸びるユーカリみたいな、今までの発
想と違う植樹というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○石田次長 エリートツリー、今はまだ出回っていませんので、まず国有林でこうい
うものがあるよということをお示しし、皆さんに見ていただき、評価していただき、使
っていただくようにしていきたいと思っております。広葉樹のほうもいろいろな樹種
があるものですから、どういうふうな整理をしたらいいのかははっきりしないところ
があります。広葉樹林の分析はどういうふうに出していくかということをいろいろ調
査しながらデータ集積に努め、いずれそういう成果を生かしていきたいと思ってい
るところでございます。

○田島専門家 今の話で、要するに共通しているのはスギの林を今までいっぱいつ
くってきたけれども、ちょっとやり過ぎたかなというところがあるのかなという話
です。つまり、スギを100ha切ったら全部100haスギでなくても植えないのか、あ
るいは別なものにするかという落とし方があるのではないかと。最終的に見えるの
は、つまりここは例えば植え過ぎたけれども、切った後にここはやり過ぎだと思
ったらそこは植えるという御議論をおっしゃれば、県の例えば民有の場合は見て
いると宮崎の場合、一番いいものから先に切っているから落ちているような気が
する。そこはやり過ぎたような気がするのですが、石田さん、一番多くの、ここ
はやり過ぎたかなと思ったところを植える。植えなかったらどうなるのですか。

○石田次長 東北の場合、もともと天然林があったところを拡大造林して、植えな
ければ森林が非常に成立しにくくなります。ただ、私どもはそうしたところを維持
させるために笹を刈り出したりし、ブナに戻すという取り組みもやっております
し、森林に戻して機能を発揮させるということ、機能を低下させないということ、
これに今、取り組んでいるという状況でございます。

○関口部長 1点だけ。今の先生のお話は皆伐を前提にされていると思うのですが、
我々はそもそも皆伐状態にしないという方法があると思っております。ここのスギ
林は天然林にしていこうという場合は、間伐択伐を繰り返して後継樹をその中
に入れながら徐々に天然林化するという方法を第一に行っていきます。その上
で伐採跡地等でどうしようもなくなった箇所では、今、石田が言ったような対
策になると思います。

○田島専門家 でも植えなかったら、放っておいたら広葉樹には簡単にはなら
ない。

○八田座長 これは難しいところなのですけれども、そうすると結局、国有林に
しろ、市有林にしろ、将来どう持っていくかという判断をどこかでせざるを得
ないだろう。皆伐ではなくて間伐だけで、その後、スギを植えていくのか、それ
とも広葉樹にしていくのか。

それが場所によって違うのだらうと思うのです。その辺の線引きの仕方に関する基準というものが既にあるのでしょうか。それとも地元は、勘でやっているという状況なのでしょうか。

○石田次長 一概に基準でこれで行くということはなかなか難しいと思います。特に森林は100年かかる仕事ということで、今はよくても将来どうだというところがありますので、ある程度長期的な視点も持ちながら、今で判断というのは中々ならないだらうと思います。

もう一つは、森林というのは今日先ほど話がありましたように、秋田においても既に100万m³の木材が生産され、それが産業の1つの柱を今、形成しつつあります。そういう中で木材を出していく、木材を利用していくことも地域の支えとなっていて、特に過疎の進んできている地域においては、重要な事柄なのだらうと思っています。そういうところを総合的に勘案しながら、地域の将来を皆様方に聞きながら国と一緒に考えていき、管理していくことが必要なのだらうと思っていますところでございます。

○橋技監 民有林のサイドから今の八田先生のお話に答えさせていただきますと、ゾーニングの話というのは県の方でも県がつくっている計画の中で、こういう林はこういう目的のための林として取り扱いましょうという理想的な概念としての計画はつくっているのですけれども、それを地べたの形に落とすというのは実際になかなか難しく、市町村の計画でそれは落とすことになっておりまして、やっつけているのですが、実際のところは担保する措置がありません。例えばここは何々の機能のために将来このような林に持っていくのがいいと思いますということで計画したとしても、そこの所有者さんがそのとおりやるかどうかというのは、まさに所有者さんなりが売るなり、委託をする業者さんとの話し合いとか、そういう方々の取り扱いにかかってしまいます。経済活動の部分で動いてしまうということでございまして、それを一定程度担保しているのが保安林という制度でございます。それは法律で指定をして施業そのものに規制をかけるもので、ここは皆伐してはだめですよ、ここは抜き切りしかできませんよという形で規制をかけるというようなことがございますけれども、そういう形でしか担保できないという難しさがあるところでございます。

○八田座長 お考えはよくわかりました。原則を言えば、治山治水は、国が責任を持って担保すべき課題です。その目的のためには、経済林にも、一定の規制をかけるなり、補助金によって、立木の一定の立米数の維持を義務づけるは当然だらうと思う。

一方で、立米数の維持を、それをブナでやるのかスギでやるのか、どういうチョイスでやるのかというのは経営上のリスクをどうとるかの問題であり、経営的観点から判断すべきことだ。だから国有林を民営化する場合も治山治水は絶対におろそかにしてはいけないという状況のもとで、リスク判断を民間に任すことによって国有林を管理できるのではないか。

リスク判断を民間に任せると、適切な判断をした人は結果的に得をする。まずい判断をした人は損をするということです。その一方で、国は治山治水に特化するという仕組みが

合理的だと思います。

○橋技監 国有林の地べたということではなくて、民有林の事業者を抱える県の立場から述べさせていただくと、林業経営というものが本当に経済的に成り立っていて、どの樹種を選んだことでまた収入も変わっていくという話が本当にできるのかなということです。これまでずっとやってきている中で国有林もそうですけれども、県のほうでも県林業公社というものがあまして、長期の経営をしていく中でなかなか厳しい経営になっています。これは、当初植えたときの値段といいますか、植えるときに木が幾らで売れるだろうと考えたものと、本当に伐採時期が50年、60年後になったときに幾らで売れるかというのが予想できなかったわけです。そういうリスクがある中で、今の業者さんの中でそういうことをやる方がいるかどうか。

先ほど言いましたような現在間伐の作業なりを集約化して請け負っている方々というのは、ある意味、植栽のときのリスクを冒していないのです。それは植えた方の、もっと言うと今、森林組合に作業を頼んでいる人のお父さんとかおじいさんが植えているので、今の頼んでいる人は1,000円入れればゼロから1,000円もらえるので喜んで委託に出す人もいるかもしれないのですけれども、本来そこは元々植えたおじいさんだったら、1,000円ではとてもやってられないよという話で断るところがあると思うのです。まさにそれが同じ所有者がずっと生きて続いていたら、そういうことになってしまう。それが多分国有林や林業公社の累積赤字の問題だと思っているので、そういうことからすると今から何を植えたという、そういう経営を任せるときに頼まれる業者さんでやりたいという方はなかなかいないのではないかと思います。

○八田座長 そのリスクをとってやっていらっしゃる立派な経営者がいらっしゃるわけだし、例えば日本郵船が船を買うというのは大変な金額がかかるわけで、ところが船賃なんて上がったり下がったりするわけです。それはリスクをとるわけです。全ての経営がそうしているわけで、繰り返しになるけれども、治山治水をきちんとやるという公的な目的と、リスクをとるかとらないかというのはまるっきり別なことのよう思うのです。何十年前のおじいさんが投資したのは、これはたまたま今、値段が下がってしまったのは失敗したのです。失敗して、幾ら昔お金を払っていても、今、一番いい決断をすべきで、それは関係ない。そのかわり大儲けしたかもしれないのです。だからそこはそういう事業者に任せたいほうがいいのではないかと思いますし、日本のようにこんなに国有林中心にやっているところは余りないです。スウェーデンが国有林で有名で、10年前ですか。非常にうまくいっている。これはまさにリスクをどこが取るかということでもありますけれども。

○橋技監 今の木が立っているところからスタートする部分と、ゼロからスタートする部分を分けて考えなければいけないと思います。また、国有林の方で言うと公益的機能のためというような、山の上の方もありますし、下の方も。そういう意味で先ほどゾーニングというお話なのかもしれません。全てではないのかなという感じはするのです。そういうふうに経営的にやれる山というのは一部あるのかなと思いますけれども、全てを任せ

て、それを受けてくれる方というのはいないのではないかと思います。

○八田座長 今はほんの一部を考えているわけです。リスクをとられるにしてもできる場所はないだろうか。

○門脇市長 私どもが要するに今回特区にお願いしたというのは、森林、林野、国有林も含めてそうですけれども、要するに木材を生産していくという場だけではない活用の仕方を探ってくださいというだけの話なのです。つまりゾーニングの話でもなくて、経営コストの話でもなくて、もっと民間の発想で例えば仙北市の場合は8割ぐらい森林がありますので、その森林の中で新たな経営活動、ビジネスをさせていただきたい。それに邪魔をしている規制があったら撤廃いたしたい。それだけの話なのです。

○八田座長 それはまさにそういうことですね。経営を主体的にいろいろやらせてくれるということですね。

○門脇市長 そうなのです。例えば樹種の話であったり、もしくは拡大造林いろいろな手法があると思うのですが、私とすれば市の面積の8割を占めているこの土地をどう活用するか。そこでどのような生産活動を行って利益を得るか、所得を高めるかという連鎖を起こしていく場面として森林を活用させてください。それだけだと思ったのですが、

○八田座長 そのときに、とにかくまかり間違っても治山治水ということだけはちゃんとやってくださいねということです。

○門脇市長 それはしっかりと私たちも責任を持ちますし、もちろん国も責任をかけたいただきたい。ここの基本はしっかりしている。

○原委員 きょうお話を伺って、金子社長のところの豚の放牧でドングリを食べさせるところまで繋げるような林の使い方というのが非常によく明確にわかったのですが、これは森林の使い方、例えば国有林を使う、あるいは県有林を使うということになると、可能性としてはどうなるのでしょうか。

○関口部長 普通の放牧みたいなもので国有林を貸すということは実際にやっております。牛とか馬とかいう世界は普通にあります。同じように豚もそんな感じかなと思っていたら、ちょっとやり方が違うということなので、可能性は否定しませんし、今の制度の中でも、やれることもあるのかなと思うのですが、今、具体的にどうかというのがわからないところがあって、判断ができないということが正直なところではあります。

○原委員 林地を貸し出すということについては今回、廃案になりましたけれども、一旦出した法案の中でも表記されていますけれども、恐らくそこからさらに一歩進んで木の種類を変えとか、そういうことまで含めていろいろなことをやってみたいということに恐らくなってくるのだと思うのです。そこはまた今の制度でできるのか、あるいはもう一歩進んだ制度改革をしなければいけないのかを検討しなければいけないという、そんな感じなのでしょうか。

○関口部長 今回の制度の中でも、木を植える、植えないということに関していろいろあり、

例えば分収造林の制度とかいうものもございます。そういうことでしたら例えば今の制度の中でもできます。そういった今の制度に金子さんがおっしゃったところがどの範囲まで入るかというのがどうもよくわからないので、そこでもう少し話を聞いてでないかと判断できないかなということ。いろいろな制度の中で何か引っかかりそうなところはありますし、貸し付けというのかなりいろいろありますので、ちょっと今は判断ができないかなという感じです。

○八田座長 分収造林の場合には、更地にして貸し付けるから、立木は貸し付けられないのではないかと。

○関口部長 分収造林は更地にしてからです。

○八田座長 例えば仙北市さんが道沿いの温泉の近くを大体ブナ中心にしていきたいとか、そういうことを考えられる場合には新しい仕組みが必要ですね。

○関口部長 今の森をどうしましょうということに関しては、伐採して徐々に変えていくとか、今の制度でもいろいろあると思います。

○八田座長 今のを間伐して新しい木をどういうふうに植えていくかということの決め方が難しいところだという話ですけれども、そこをある意味で新しいのはモミジにしていくとか、ブナにしていくということを市が選ぶ。そういうことができるような考え方が、市ができればありがたい。そういうことでしょうか。

○門脇市長 自分の認識だと、例えば国道もしくは観光地に走っていく主要線の周辺を考えていくときに、少なくとも例えば高原地区であればスギ林ではないでしょう。やはり広葉樹林の並木がイメージとしてはいいと思うのです。例えばそういう国有林にこの樹種を入れましょうとか、仙北市さんはどんな樹種を入れたらいいですかという話を私は聞いたことがない。そういう林野であったり、他県の方々に観光という側面から言えばわかりやすいところなのですけれども、一体どういうふうな木が、植生が一番似つかわしいでしょうね、みたいな話が仮に言っただけの場面があったら、私どもとしてはお話したいことはたくさんあります。

○関口部長 今の話を伺うとコミュニケーションが不足していたと反省しなければいけないのかなと思います。実際には5年間の計画を我々が立てるのですけれども、その年に必ず地元市町村の意見を聞くことになっています。それ以外に普通、署長がおりますので、ここにはこういうところがあつたらいいなという話がありましたら、そこは対応可能な部分であると思っています。仙北市さんなりほかの業者さんなりに預けなくても、国で地元の意見をお聴きして対応できることと思います。

○門脇市長 そうするとだから基本的に造林をこの後、進めていくときには、スギに限った話ではないということなのですか。

○関口部長 もちろんそういう意味です。だから普通に今おっしゃったように景観を考えると広葉樹がいいとか、そういうことがあれば風景林みたいな制度もありますし、そのためにこういうことをやりましょうということは十分あり得ますので、ぜひそういう話をい

ただけるとありがたいと思います。

○八田座長 私たちとしては、そこになるべく民間の創意工夫が入るような仕組みを入れたいのです。国有林の中でも例えば市がそういう大所高所のことを考えてある方向性を出したときに、具体的にはいろいろな工夫をする会社が出てきていいではないかということがありますので、ある程度このヒアリングを通じて、それぞれのお立場のお話を伺って何となく問題が整理されてきたのではないかという気が私はします。

あとは時間的には。

○藤原次長 とりあえず会議終了時刻なのですが、まだ少し時間の余裕がございますので、引き続き質疑応答、意見交換をお願いします。

○藤原専門家 仙北市さんのほうで財産区なのですが、財産区というのはまとまってある財産区なのか、飛び飛びにあるのか。あと、どんなことで使われているのか。あと、仙北市の樹木は何ですか。

○倉橋副市長 財産区のお話ですけれども、仙北市では3つ今、財産区がございます。これは昭和の合併の際の旧町村の財産を財産区として管理しているので、今日民有林として見ていただいた田沢地区の田沢財産区というものがございます。それから、最初に行ったところ、田沢湖高原ですけれども、そこ一帯を中心として生保内財産区と呼んでいます。あと角館に雲沢財産区というものが残っていますけれども、大きいのは、生保内財産区で、スキー場を初めほとんど財産区有地です。今もかなり財産区有地は残っております。2,000haぐらいあると思います。森林開発造林地や財産区有地で地域の分収林組合の29の分収林がございまして、これも今、伐採時期を迎えているところです。土地の分譲を初め観光面あるいは森林の造成等にかかなり力を入れてきたところで、かつては財産区有地から出たお金を学校の建設だったり地域の公共財産に充てたという経緯がございます。まだまだ財産区有地が残っておりますので、観光開発あるいは造林地としてこれからも活用していかなければならないと思っています。

それから、木の樹種ですが、まず秋田スギが一番ですけれども、あとはブナやナラです。特に今日鶴の湯温泉から乳頭温泉にかけて県道沿いのブナは有名です。

○門脇市長 市が制定したものについて言うとブナ。市が制定した花はサクラ。市が制定した鳥はイヌワシです。

○田島専門家 すみません、きょうの話はやはりコミュニケーション不足ではないかと思いつながら聞いていたのですけれども、例えば仙北市内の国有林を今後来年はどういうふうにするのか、今後はどういう形にしていこうかというコンセプト作りとか、あるいは最終的にはどうしていこうかというのは、もちろんそれが相談できるかという話もあるのですが、まずは林野庁の中ではエリアの中で決められるのですか。それとも国との兼ね合いであるのか。例えば仙北市内の国有林の来年の計画あるいは最終的にはどんな森林にしようかというのは誰がどんな感じで決めていくのですか。

○関口部長 基本的には現場サイドで決める話です。だからまずは署長意見というものが

最大限反映されますので、まさに署長と市長でよく話していただくと、それが局に上がってきて、よほど変なことでなければ、それでいいのではないかという話になっていくのだろうと思います。

○川瀬署長 私からお答えしますと、森林計画は5年に一度、基本的には見直しをかけています。その中では逆に言うと編成の1年前、2年前にいろいろな活動といたしますか、市町村への要望確認とかそういうものを行わせていただいています。ただ、これまでの各市町村さんと国有林とのかかわり、そのタイミングだけではなく、一年を通した中で行政的な面あるいは営業的な面、観光的な面、いろいろな形で市町村の要望もございますので、そういう場合については特に私と市長の意見交換の場を、今回を機に私としては市長と非常にお近づきになれたのではないかと考えておりますので、これからはさらにそういう意味で、よろしくをお願いします。

○八田座長 では、よろしいですか。ほかにございますか。

○藤原次長 よろしいでしょうか。少し時間が過ぎましたけれども、この視察と本日の会議がきっかけとなって、関係者間で非常にコミュニケーションが進むという感じになってきていますので、大変よい機会になったのではないかと思います。また仙北市につきましては、他にもさまざま御提案をされておりますので、国としてもしっかりと受けとめまして、引き続き、国家戦略特区制度に関するいろいろな意見交換をさせていただければと思います。

林野庁の方々、それから、秋田県の方々、何と言っても仙北市の方々、本当に今回ありがとうございました。

それでは、国家戦略特区のワーキンググループを終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。